

小金井市アスベスト飛散防止条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止（第8条—第10条）

第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止（第11条—第17条）

第4章 雜則（第18条—第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、小金井市（以下「市」という。）、建築物等の所有者等及び解体工事等の施工者等の責務を明らかにするとともに、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に基づく措置のほか、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、市民の健康被害の防止とともに安全な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 法第2条第8項に規定する石綿をいう。
- (2) 建築物等 市内の土地に定着する工作物のうち、規則で定めるものをいう。
- (3) 解体工事等 解体工事、改修工事又は埋設物除去工事（アスベスト含有材の除去、封じ込め又は囲い込みのみを目的とする工事を含む。）をいう。
- (4) 所有者等 所有者又は占有者をいう。
- (5) アスベスト含有材 アスベストを含有する建築材料をいう。
- (6) 吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条の2に規定する吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。
- (7) 特定建築物 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、病院等の用に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物で、規則で定めるものをいう。

- (8) 延べ床面積 建築物等の床面積の合計又は水平投影面積をいう。
- (9) 工事対象面積 建築物等の解体工事等に係る延べ床面積をいう。
- (10) 関係住民 解体工事等を施工する建築物等の敷地境界線から当該建築物等の高さの2倍又は当該敷地境界線から50メートルのいずれか長い水平距離の範囲内に居住し、又は事業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修、解体及び埋設物除去時に大気中に排出され、又は飛散するアスベストによる市民の健康被害を防止するための施策を実施しなければならない。

- 2 市は、アスベストの適正な取扱い及びアスベストによる健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るとともに、アスベストに関する情報を市民、施工者等に提供するものとする。
- 3 市は、建築物等の所有者等が行うアスベストの飛散防止のための措置に対して、市長が別に定める支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 建築物等の所有者等は、所有し、又は占有する建築物等におけるアスベスト含有材の使用の有無を把握し、その建築物等にアスベスト含有材が使用されている場合においては、アスベストの飛散防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築物等の所有者等は、市が実施するアスベストの飛散防止のための施策に協力しなければならない。

(施工者の責務)

第5条 建築物等の解体工事等の施工者は、市民の健康に係る被害を防止するため、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

- 2 建築物等の解体工事等の施工者は、市が実施するアスベストの飛散防止のための施策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、アスベストに関する理解を深め、健康被害の防止に努めるものとする。

(台帳の整備)

第7条 市長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講ずることができるよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関して、

台帳の整備に努めるものとする。

第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第8条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用又は利用に供する部分に露出した吹付け材が使用されている場合には、規則で定めるところにより、当該吹付け材が吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材であるかどうかについて調査し、その結果を速やかに市長に届け出なければならない。

(特定建築物の所有者等が講ずるべき措置等)

第9条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用又は利用に供する部分に露出した吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、除去、封じ込め、囲い込み等の適切な措置を講じなければならない。

2 特定建築物の所有者等は、前項に規定する措置を講ずるときは、規則で定めるところにより当該措置の計画を市長に届け出なければならない。

(特定建築物に係る勧告)

第10条 市長は、特定建築物の所有者等が前2条の規定に従わないときは、その特定建築物の所有者等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止

(事前調査結果の掲示)

第11条 建築物等の解体工事等の施工者（建築物等の解体工事等を請負契約によらないで自ら施工する者を含む。以下同じ。）が、法第18条の15第5項の規定による掲示をするときは、規則で定めるところにより掲示しなければならない。

(発注者の責務)

第12条 建築物等の解体工事等の発注者（注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わいで注文しているものをいう。以下同じ。）は、当該解体工事等の施工者に対して、設計図書（建築物等に関する工事用の図面及び仕様書をいう。）その他当該建築物等に係るアスベスト含有材の使用の状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の発注者は、当該解体工事等の施工者に対して、施工方法、工期、工事費その他当該解体工事等の請負契約に関する事項について次条に定める作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(作業基準の遵守)

第13条 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者は、規則で定める作業基準を遵守しなければならない。

(標識の設置)

第14条 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者が、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第16条の4第2号に規定する掲示板（以下「標識」という。）を設置するときは、当該解体工事等の開始日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により、当該解体工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該解体工事等の施工者は、当該解体工事等を開始する前に、同項の標識を設置しなければならない。

(住民説明会の開催)

第15条 前条第1項に規定する解体工事等の施工者で、工事対象面積が500平方メートル以上のものを施工するものは、規則で定めるところにより、当該解体工事等について説明会その他の方法により関係住民に説明しなければならない。ただし、当該解体工事等における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であって、当該作業を規則で定める方法により行うときは、この限りでない。

2 前項に規定する説明会を開催したときは、解体工事等の施工者は、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(測定等の指示)

第16条 市長は、第14条第1項に規定する解体工事等において、必要があると認めるときは、当該解体工事等の施工者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。この場合において、当該解体工事等の施工者は、規則で定める要件を満たした第三者機関に測定を依頼して濃度測定の客觀性を高めるよう努めなければならない。

2 前項の規定により測定等の指示を受けた施工者は、規則で定めるところによりその結果を市長に報告しなければならない。

(建築物等の解体工事等に係る勧告)

第17条 市長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者が、第11条及び第13条から前条（同条第1項を除く。）までの規定に従わないとき

は、当該解体工事等の施工者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 雜則

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に際し必要な限度において、特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者（他の者から請け負った解体工事等の受注者を除く。以下同じ。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員もしくは市長が指定した者（以下「指定職員等」という。）に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人にに対する指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う指定職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- (1) 第10条又は第17条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。
- (2) 特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 市長は、第8条又は第16条第2項の規定により報告を受けた内容を公表することができるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後的小金井市アスベスト飛散防止条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体工事等（この条例による改正前的小金井市アスベスト飛散防止条例第13条、第17条及び第18条の規定による届出がされた解体工事等で、施行日前に着手していないもの（以下「未着手工事」という。）を除く。）について適用し、施行日前に着手した解体工事等（未着手工事を含む。）については、なお従前の例による。